

# 料金について

2023年1月1日からの料金

## 要支援・要介護の方

要支援及び要介護の方は、サービス付き高齢者向け住宅の契約と共に介護サービスにおける（介護予防）特定施設入居者生活介護の適用になります。

「①サービス付き高齢者向け住宅ご利用料金」に、「②介護保険サービス料金」を加えた金額が月のご利用料金になります。

### ①サービス付き高齢者向け住宅ご利用料金

家賃・共益費・食費（30日で計算）

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ (2人部屋)	備考
家賃（非課税）	45,000	67,500	90,000	居室及び居室備え付け設備利用料及び維持管理費
共益費（非課税）	34,000	37,000	50,000	居室・共有部の水道光熱費、清掃費、施設管理費
食費（非課税）	49,500	49,500	99,000 (2人)	秋田キャッスルホテルに委託 1日1,650円（朝食450円、昼食650円、夕食550円） ※別途おやつ100円/回で提供できます。
合計	128,500	154,000	239,000	

(単位：円)

### ②介護保険サービス料金

介護保険法令に基づいて、要介護度別に算定させていただきます。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護料金表 ※1ヶ月30日、介護保険負担割合1割で計算

項目	介護 サービス費	生活機能 向上連携 加算(Ⅱ)	個別機能 訓練加算 (Ⅰ)	個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	口腔衛生 管理体制 加算	科学的 介護推進 体制加算	A D L 維持等 加算(Ⅱ)	夜間看護 体制加算	サービス 提供体制 加算(Ⅰ)	自己負担額
要支援 1	5,460									7,150
要支援 2	9,330									11,000
要介護 1	16,140									17,810
要介護 2	18,120	200/月	360/月	20/月	30/月	40/月			660/月	19,790
要介護 3	20,220						60/月	300/月		21,890
要介護 4	22,140									23,810
要介護 5	24,210									25,880
(※)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数×8.2%									
(※)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数×1.8%									
(※)介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ)	総単位数×1.5% 処遇改善加算等の単位数は含めず									
A D L 維持等加算(Ⅰ)				30/月	A D L 維持加算(Ⅱ)が算定できない場合に算定					
医療機関連携加算				80/月	協力医療機関または主治医へ月1回以上情報提供した場合に算定					
退院・退所時連携加算				30/日	入居から30日以内に限り算定					
口腔・栄養スクリーニング加算				20/回	実施した場合、6ヶ月ごとに算定					

※生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月 (単位：円)

裏面に続きます。